

令和3年度 保護者・生徒・地域の皆さんへ

長野高等学校 学校長だより

(「学校長だより」はホームページにも掲載しています。)

令和3年 No2

4月23日(金)

ゴールデンウィークを迎えるに当たっての知事メッセージ

4月19日に標記のメッセージが発出されました。以下にその概要を記載します。メッセージ自体 (A4版1枚) は、学校HPの「学校長より」に掲載しましたのでご覧ください。

4月21日~5月9日までを「感染対策強化期間」とする。これまでも全国的に人の移動が増える時期に感染が拡大している、「医療警報」を発出中である、変異株は感染力が強く、感染した場合重症化しやすい可能性、10代以下の若い世代の感染割合が高い、「最大限の感染対策」を講ずる、等。

県民・事業者の皆様に次の点に協力をお願いしたい。

- 1 県外のへの訪問や帰省等の往来については、その必要性をご家族などと相談して、慎重に検討をお願いします。特に感染拡大地域との往来については、できるだけ控えてください。
- 2 大人数での会合、会食を控え、人込みを避ける等、人との接触機会をできるだけ減らしてください。
- 3 基本的な感染防止策を適切に行っていただき、感染を広げないように注意してください。(マスクの確実な着用、人と人との距離の充分な確保、こまめな手洗い・手指消毒、三密の回避など。)
- 4 多数の方が集まるイベント・催物等を予定している場合には、人数制限等感染防止対策を徹底していただき、それが困難な場合は、延期・中止を含めて検討してください。

感染症の状況悪化(休校)を想定した準備をします。

上記の知事メッセージにもありますが、長野県の状況は良くありません。それだけでなく長野市や 全国の状況においても同様です。したがって、最悪の状況になった場合(そうならない方がよいので すが)、つまり昨年の休校時と同じような場合を想定して準備をしていきます。

昨年度は4月に2週間の休校後から、すべてのクラス・講座でGoogleを利用してクラスルームを作り、全校生徒が選択クラス・講座に登録をしました。今年も同様の対策が必要ですが、昨年の状況とは異なる点もあります。

- 1 学校のどの教室・研究室でも WiーFi 環境がある。
 - → 例えば月曜日の6時間目は、全校生徒が26の集団に分かれて教室・特別教室・体育館等で授業を受けています。したがって、同期型(ライブ型=Google meet や Zoom) オンラインを行う場合、先生方のスタジオ(教室等)が26必要となります。その環境が整備されました。
- 2 先生方も共通のタブレット(surface Go)を持っている。(予定)
 - → まだ使える状態にするための設定が終了していないので、できるだけ急いでいますが、先生方も全員タブレットを使えるようになる予定です。
- 3 1学年と2学年全員が、どこでも通信可能な iPad を持っている。
 - → 授業を受ける通信環境が生徒共通に整備されました。



今後、生徒の皆さんには受講しているすべての授業クラス・講座に登録等をお願いすることになる と思いますが、正式に手順やスケジュールが決まったら順次連絡していきますので、今回はその事前 の連絡となります。(裏に続く……)

生徒に対する「わいせつ行為」の根絶に係る校内ルールについて

本校では、特にわいせつ行為根絶についての校内ルールを定めています。新たに入学した生徒さん もいるので、生徒・保護者の皆さんに改めて周知をします。このルールを逸脱している事案に、生徒 自身や友達が直面した場合には、遠慮なく相談してください。

(以下が令和元年度に定めた校内ルールです)

生徒に対する「わいせつ行為」の根絶に係る校内ルールについて

長野県の県立学校(高等学校や特別支援学校)で、残念ながら生徒に対する「わいせつ行為」により教員が懲戒処分(免職)されるという事案が発生しています。教育活動は、学校・教職員と生徒・保護者あるいは関係者間による信頼関係の上に成り立つため、このような不適切行為の根絶を図る必要があることは言うまでもありません。

このような行為は、教員と生徒が保護者も知らない中で、他の教職員の目の届かない場所で、繰り返し相談・面談等を行っていたことが一因とされています。たとえ「わいせつ行為(性的行為)」が両性の合意の上であっても、教員と生徒の関係性においては、不適切な行為と言わざるをえません。

つきましては、下記の校内ルールを定めましたので、本来の教育活動を阻害しないように教職員も 留意いたしますが、ご協力よろしくお願いいたします。

記

1 教員と生徒は、他の誰も知りえない状態で、相談や面談を行わない。

具体的には以下のように対応する

- (1) 教員と生徒は、教室や研究室等で外から見えない状態で1対1にならないように心掛け、相談等ではドアを開放したり複数で相談に応じたり、複数の職員がいる状態で相談に応じる。やむを得ない場合は校長等に連絡の上、指定された場所で行う。
- (2) 私的な電話、メール、SNS等によるやり取りはしない。
- (3) 生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- (4) 教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な児童・生徒の撮影や録画をしない。
- (5) 教育目的外で児童・生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- 2 わいせつ行為が疑われるときはもとより、指導方法が不適切と感じるときは、躊躇することなく校 長等に報告する。あるいは、校内相談窓口又は校外通報・相談窓口へ連絡をする。

(校外通報・相談窓口については、学校HPの「学校長より」の「学校長からのお知らせ」に掲載)

(生徒の皆さんは、この学校長だよりを読んだあと、保護者の方に渡してください)